

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定について、令和2年12月1日以降の施術分から改正されました

※詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ「療養費について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuuhoken/iryuuhoken13/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/iryuuhoken13/index.html)

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、従前の施術料金が下記のとおり改められ、令和2年12月1日以降の施術分から適用されます。また、受領委任の「療養費支給申請書（あんま・マッサージ用）」と「施術報告書」の様式が一部変更されましたので、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

※様式については、当分の間、従来の様式を取り繕って使用することができます。

## はり、きゅう

### (1) 初検料

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1,770円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1,850円

### (2) 施術料

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 1,550円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 1,610円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。

### (3) 往療料 2,300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

### (4) 施術報告書交付料 460円

## あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 350円

(2) 温電法を(1)と併施した場合

1回につき 110円加算

注 温電法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、150円とする。

(3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合

1肢につき 450円加算

注 変形徒手矯正術と温電法の併施は認められない。

(4) 往療料 2,300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(5) 施術報告書交付料 460円

## 施術報告書

○新しい項目として「施術の頻度」が追加されました。

この項目には、“施術の頻度（月平均〇回実施というように1ヶ月の平均施術回数を明記すること）”を記入します。

## 様式等

○療養費支給申請書（あんま・マッサージ用）…別添1（様式第6号の2）

○施術報告書（あんま・マッサージ用）…別添2（別紙6）

○施術報告書（はり・きゅう用）…別添1（別紙6）

### 【申請書の提出に関する問合せ先】

秋田県国民健康保険団体連合会

審査管理課 審査業務班

TEL：018-862-3855